

⚠️ **重要です。必ずご確認ください!** ⚠️

建設キャリアアップシステムの事業者登録の有効期限は、
新規登録完了月から数えて**5年後の月末**です。

(※1) 2018年4月から2019年3月の新規登録事業者は、本格運用が2019年4月であったことから、一律、**有効期限を2024年3月31日に設定**しています。

(※2) 有効期限は、システムにログイン後の画面に表示されます。

更新完了までの流れ

Step1

「CCUS事業者登録更新のお願い」メールを確認
更新の半年前に、登録責任者宛てに届きます。



Step2

更新の申請を行う

インターネットまたは認定登録機関にてお手続き。
(更新内容に基づき、審査させていただきます)



Step3

事業者更新料のお支払い

審査完了後、メールまたは郵送にて案内
※一人親方は無料です。



事業者更新完了

※管理者ID利用料は、従前と同じ月のお支払いとなります。

更新手続きは、有効期限の6ヶ月前から可能です。

- ▷ 「CCUS事業者登録更新のお願い」メールを必ずご確認ください。（内容参照）
- ▷ 処理を円滑に進めるため、**遅くとも有効期限の1ヶ月前までには更新申請されるよう**お願いします。
- ▷ 有効期限までに更新申請されない場合、CCUSが利用できなくなります。ご注意ください。

メール見本



更新申請は、簡素化が図られています。

- ▷ 申請いただくのは、変更箇所のみです。（変更がない場合、新たな証明書類等の添付は不要です。）
- ▷ 登録情報に変更がある場合、更新申請で変更することが可能です。別途変更申請の必要はありません。

確認書類等の詳細



証明書類等をご用意いただくケース。

- ▷ 登録情報のうち、下記①から⑦までの事業者情報について変更がある場合、**事業者確認書類**※が必要です。
 - ①商号または名称
 - ②建設業許可の有無（有の場合は建設業許可番号）
 - ③法人・個人区分（法人・個人・一人親方のいずれか）
 - ④法人番号
 - ⑤代表者名
 - ⑥所在地
 - ⑦資本金（個人事業主の場合は0円）
 - ▷ 建設業許可の更新・変更がある場合、**事業者確認書類**※が必要です。
 - ▷ 社会保険等について変更がある場合、**証明書類**※が必要です。（P2「登録申請書に添付する書類」参照）
- ※各証明書類は、インターネット申請の場合はjpeg画像データを、認定登録機関での申請の場合は原本あるいは写しをご用意ください。



CCUSのウェブサイトはこちら
⇒ <https://www.ccus.jp/>



CCUSに関するお問い合わせ先は、
（一財）建設業振興基金までお願いします。

お問い合わせフォーム



出典



作成

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課
建設業・不動産業室（建設業第一グループ）
電話：052-954-6502

